

1 児童相談所が関与していた児童の死亡事例について

1 事案の概要

令和5年5月26日午前0時25分頃、中勢児童相談所は、児童相談所が関与していた4歳の女児（以下「本児」という。）について、脳出血及び心肺停止状態で救急搬送された病院から、児童虐待が疑われる旨の通告を受けました。

同日午前8時23分に本児は死亡し、6月29日に本児の母親が傷害致死容疑で警察に逮捕されました。

本児の家族構成については、母、姉2人、本児の4人家族で、2人の姉は現在、一時保護しています。

2 経過（児童相談所の関わり）

（1）一時保護から家庭復帰まで

平成31年2月、本児の生後間もなく、母親による養育ができないという理由で、本児を一時保護しました。その後、令和元年6月に、本児を乳児院に措置入所としました。

母親からの自分で養育したいという意向を受け、令和3年3月、家庭復帰に向けた外泊中の家庭訪問や母親との面会を重ね、その状況や本児が保育所に入園すること、親族による支援が可能なことを確認したうえで、家庭復帰としました。

（2）虐待通告を受けた対応

令和4年2月8日、中勢児童相談所が「本児の両頬と両耳にあざがある」との通告を受け、児童相談所内で緊急受理会議を行いました。

同日、中勢児童相談所が家庭訪問を行い、母親と面談するとともに、保育所を訪問し、本児と面談してあざの状態を確認しました。

①本児のあざが虐待によるものと断定できること、②母親に児童相談所からの指導や支援に応じる姿勢が見られたこと、③AIを活用した児童虐待対応支援システムの評価もふまえ、中勢児童相談所は、一時保護を行わず、定期的な見守りを行うこととしました。

その後も母親への電話による状況確認を行うとともに、令和4年5月に保育所を訪問し、本児について心配な情報がないことを確認しました。

また、令和4年7月8日には、市や児童相談所、学校、保育所等の関係機関で構成され、課題を抱えた児童や保護者を見守る「要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）の実務者会議において、本児に傷やあざ等の身体的虐待が疑われる様子は見られていないことなどの情報が共有されました。

(3) その後の状況確認

令和4年8月に中勢児童相談所が保育所を訪問した際には、7月8日が直近の登園日であること、12月の訪問時には、本児の欠席が続いており、母親から1週間に1回程度の欠席連絡が入っていることを確認しました。

その後も保育所への訪問や電話による聴き取りにより、令和5年2月には、1月16日以降母親からの欠席連絡がなくなったこと、5月には、本児は令和5年度も在籍しているが、登園していない状況が続いていることを確認しました。

この間、要対協の実務者会議が定期的に開催され、関係機関による状況確認等を行ってきたところです。

3 現在の課題認識

県としては、これまでの児童虐待による死亡事例等をふまえ、再発防止に向けて取り組んできましたが、本事案の発生を防げなかつたことから、児童相談所等の対応に課題があったと考えています。

(1) 児童本人の安全の目視による確認

令和4年7月8日が本児の最終登園日となり、その後、本児を目視確認していないにも関わらず、姉の登校状況等の周辺情報のみで家庭状況に変化がないと判断しており、「児童本人の安全を目視で確認すること」ができていませんでした。

(2) 状況変化に応じた一時保護を含む対応の検討

本児が登園していない状況や母親からの欠席連絡がなくなったことなどを早期に把握するよう努めるとともに、(1)の目視による確認や家庭の状況変化などの確認を行ったうえで、一時保護を含む対応の可能性も検討すべきであったと考えています。

(3) 関係機関との連携

保育所が家庭訪問や母親との面談を行っていましたが、その情報が児童相談所に共有されておらず、児童相談所としても、保育所や市に対する情報収集を積極的に行っていないなど、関係機関と連携した対応ができていませんでした。

4 課題をふまえた県の対応

(1) 児童相談所が関わる全てのケースの緊急点検

本事案の発生を受け、直ちに実施できる対応として、各児童相談所、保育所や学校などの関係機関等により、令和5年6月1日及び7月4日時点で、児童相談所が主担当となっている在宅指導中の全てのケース約1,100件について緊急の点検を行い、全ての児童の状況を目視で確認しました。

(2) 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会等の設置

令和5年7月4日、①有識者等で構成する第三者による「検証委員会」、②検証委員会の活動を全庁的に支援する「サポートチーム」、③再発防止策の着実な実行に向けて知事をトップに全庁的な対策を検討する「検討会議」を設置しました。

①三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）

大学教授や医師（児童精神科医）、弁護士等が構成委員となり、本事案が発生した背景や原因の分析、対応における問題点や課題等の検証を行い、再発防止に向けた提言が行われます。

②三重県児童虐待死亡事例等検証委員会サポートチーム（2023年津事例）

検証委員会による分析及び検証が円滑に実施されるよう、検証委員会の事務局（子ども・福祉部）と連携し、関係部局がサポートを行います。

③三重県児童虐待防止対応検討会議（2023年津事例）

知事をトップとして、検証委員会の検証結果をふまえた再発防止策を検討とともに、直ちに実施すべき対策についても検討を進め、全庁をあげて取り組みます。

(3) 今後の対応

第1回検証委員会を令和5年7月14日に開催し、本事例における問題点や課題等をしっかりと検証していきます。

また、第1回検討会議を7月11日に開催し、検証結果を待たずに実施できる対策として、まずは「児童本人の安全を目視で確認すること」を徹底するとともに、状況変化に応じた対応の徹底や、関係機関との連携強化による安全確認体制の整備などの検討を行います。

これらの取組により、二度とこのような事案が発生しないよう、全庁をあげて再発防止策を着実に実行していきます。

本児を巡る経過

年月	出来事	対応経過
平成31・令和元年(2019年)		
2月		●本児を一時保護
6月		●乳児院に措置入所
令和3年(2021年)		
3月		●措置解除(家庭に戻る) ・措置解除時の確認事項：保育所入園、親族の支援
4月	保育所に入園	
令和4年(2022年)		
2月8日	児童相談所へ虐待通告 「両頬と両耳にあざがある」	<ul style="list-style-type: none"> ●『児童相談所内 緊急受理会議』 ●児童相談所が母親、本児と面談(あざの様子等を確認) <ul style="list-style-type: none"> ・母親「おもちゃ箱に突っ込んだ時にできたあざ」 母親に児童相談所からの指導や支援に応じる姿勢あり ・本児のあざを確認 虐待によるものと断定できず <p>⇒一時保護は行わず、定期的な見守りを行う方針</p>
2月9日 ～ 3月30日		<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所が母親と電話でやりとり <ul style="list-style-type: none"> ・最近の様子を聞き取り
5月23日		<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所が保育所を訪問し、本児の状況を聞き取り <ul style="list-style-type: none"> ・傷やあざはないことを確認
7月8日	本児が最後の登園	<ul style="list-style-type: none"> ●『要保護児童対策地域協議会(要対協)実務者会議』 <ul style="list-style-type: none"> ・本児に、傷やあざ等の身体的虐待が疑われる様子はないことを共有
8月9日		<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所が保育所を訪問し、本児の状況を聞き取り <ul style="list-style-type: none"> ・登園状況を確認(7月8日が直近の登園日)
11月7日		<ul style="list-style-type: none"> ●『要対協実務者会議』 <ul style="list-style-type: none"> ・3歳児検診未受診のため、保健センターが家庭訪問を予定していることを確認
12月1日		<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所が保育所を訪問し、本児の状況を聞き取り <ul style="list-style-type: none"> ・登園状況を確認(7月8日が直近の登園日)
12月7日		<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所が母親へ架電(つながらず)
12月15日		<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所が学校へ家族の状況を聞き取り
令和5年(2023年)		
1月	保育所が家庭訪問 ⇒本児の姿を確認	
2月14日		<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所が学校へ家族の状況を聞き取り
2月15日		<ul style="list-style-type: none"> ●『要対協実務者会議』 <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターが数回家庭訪問するが、会えていないことを確認
2月27日		<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所が保育所を訪問し、本児の状況を聞き取り <ul style="list-style-type: none"> ・登園状況を確認(7月8日が直近の登園日) ・1月16日以降、母親から欠席連絡がないことを確認
4月1日	保育所が母親と面談 ⇒本児は「元気」とあると聞く	
5月15日		<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所が保育所へ架電し、本児の状況を聞き取り <ul style="list-style-type: none"> ・登園状況を確認(7月8日が直近の登園日)
5月25日	救急搬送	
5月26日	死亡	

三重県児童虐待死亡事例等検証委員会(2023年津事例)

設置目的

児童虐待の防止等に関する法律 第4条第5項に規定されている、**児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証。**

構成委員（5名）

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 佐々木 光明 氏 | (神戸学院大学法学部) |
| 田上 清乃 氏 | (弁護士 あのつ法律事務所) |
| 中島 弘道 氏 | (児童精神科医師) |
| 早川 武彦 氏 | (三重県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー) |
| 松岡 典子 氏 | (特定非営利活動法人MCサポートセンターみづくみえ 代表) |

設置日

令和5年7月4日（火） ※第1回検証委員会は**7月14日（金）**に開催予定

本事案を受けた全庁的な対応

三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
サポートチーム(2023年津事例)

▶目的

検証委員会の運営が円滑に進むよう、事務局と連携して、全庁的なサポートを実施。

▶構成員

総務部副部長（行政運営担当）

危機管理副統括監

子ども・福祉部副部長

関係課長（広聴広報課、法務・文書課、
危機管理課、子ども・福祉総務課）

▶設置日

令和5年7月4日（火）

三重県児童虐待防止対応検討会議
(2023年津事例)

▶目的

検証委員会からの検証結果・提言等をふまえ、関係部局が連携した再発防止策を協議。

▶構成員

知事、副知事、危機管理統括監

関係部長（総務部、医療保健部、

子ども・福祉部、環境生活部）

教育長

警察本部長

▶設置日

令和5年7月4日（火）